熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱

制定　平成１１年　４月　１日市長決裁
改正　平成２３年　６月２９日市長決裁
　　平成２５年　４月　１日建築指導課長決裁
　　平成２８年　６月　９日市長決裁
　　平成２９年　１月１７日建築指導課長決裁
　　平成３１年（２０１９年）４月１日市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、危険住宅の移転を行う者（住宅金融支援機構又は一般の金融機関の親族居住用住宅貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。）に対し、その移転に必要な経費に対する補助金を交付することについて基本的事項を定めることにより、補助金交付の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、又は（１）から（５）までのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、特定行政庁が移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告等を行った住宅をいう。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から６月を経過している住宅に限る。

(1)　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第３９条第１項の規定に基づき熊本市建築基準条例（平成２４年熊本市条例第１２７号）第２条で指定した本市内の災害危険区域

(2)　法第４０条の規定に基づき熊本市建築基準条例（平成２４年熊本市条例第１２７号）第４条の規定により建築を制限している区域

(3)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号。）第９条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域

(4)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第４条第１項に定められた基礎調査を完了し、（3）に掲げる区域に指定される見込みのある区域

(5)　事業着手時点で過去３年間に災害救助法の適用を受けた地域

（補助の対象）

第３条　補助の対象となる者は、危険住宅の居住者で当該危険住宅を安全な場所に移転する者とする。

（補助金の額）

第４条　補助の対象経費及び補助金の上限額は、別表のとおりとし、申請に基づき予算の範囲内で補助金の額を決定する。

（実施計画）

第５条　補助の対象となる危険住宅の移転を行おうとする者で、事業を実施しようとする場合は、あらかじめ次の事項について市長と協議し実施計画を定めなければならない。

(1)　対象となる危険住宅の概要

(2)　危険住宅の移転方法の概要

(3)　移転費用の概要

(4)　移転計画

(5)　跡地計画

（交付の申請）

第６条　補助の対象となる危険住宅の移転を行おうとする者で、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第１号による申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第７条　市長は、前条の申請書を受理したときは、審査及び必要に応じて行う実施調査等をし、危険住宅と認められるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、必要な条件を付して様式第２号による交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。

（誓約書の提出）

第８条　市長は、前条の通知を行ったときは、跡地に住宅等を建築しないよう跡地管理誓約書（様式第３号）を申請者に提出させるものとする。

（移転計画変更等の申請）

第９条　補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく次の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　補助金の額に変更を生じる内容の変更をしようとするとき。（様式第４号）

(2)　補助金の額に変更を生じない内容の変更をしようとするとき。（様式第５号）

(3)　移転を廃止（又は中止）しようとするとき。（様式第６号）

２　市長は、前項の報告があった場合には、審査の上、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（様式第７号）により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書（様式第８号）により申請者に通知するものとする。

３　補助金の交付決定を受けた申請者は、当該年度内に移転が完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難になったときは、速やかに様式第９号にて、その旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第１０条　補助金の交付決定を受けた申請者は、危険住宅の移転を完了したときは、速やかに様式第１０号による実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び現地調査等を行い、その報告に係る危険住宅の移転が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を交付決定通知書に基づき確定し、様式第１１号により当該移転完了者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１２条　補助金交付確定通知を受けた申請者は、がけ地近接等危険住宅移転補助金交付請求書（様式第１２号）を、速やかに市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第１３条　市長は、第１１条の規定により確定した補助金を危険住宅の移転事業が完了した後に交付するものとする。

（補助金の返還）

第１４条　市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定取消通知書（様式第１３号）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

(1)　補助金の交付決定に付した条件その他この要綱に違反したとき。

(2)　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3)　その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

附　則

この要綱は、平成１１年１２月１日から施行し、平成１１年度の補助金に適用する。

附　則

この要綱は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年６月　９日から施行し、平成２８年度の事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年１月１７日から施行し、平成２８年度の事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年（２０１９年）４月１日から施行し、平成３１年度（２０１９年度）の事業から適用する。

別表（第４条関係）

補助の対象経費	補助金の上限額
移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	１戸当たり 957 千円を限度とする。
移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率 8.5％を限度とする。）に相当する額の経費（建物助成費）	１戸当たり 4,150 千円（建物 3,190 千円、土地 960 千円）を限度とする。ただし、特殊土壌地帯及び保全人家１０戸未満の急傾斜地崩壊危険区域（以下「特殊土壌地帯等」という。）については、１戸当たり 7,227 千円（建物 4,570 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 597 千円）を限度とする。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

熊本市長（宛）

申請者 住所

氏名　　印

○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付申請書

危険住宅の移転事業に係る補助金の交付を受けたいので、熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第６条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1　補助事業の名称　　○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転事業

2　事業の目的及び内容　　危険住宅の移転を促進し、がけ地の崩壊等による危険が著しい区域の居住者の人命・身体を保護するため。

3　補助事業の完了予定日及び実施計画

完了予定期日　　年　　月　　日

実施計画　　別紙のとおり

4　交付申請額

5　添付書類

(1)　移転事業実施計画書

(2)　危険住宅及び移転先住宅の位置図、案内図、配置図、平面図その他現況写真

(3)　移転元の敷地断面図及び簡易測量写真（移転先にもがけがある場合は、移転先の敷地断面図）

(4)　移転元及び移転先の登記事項証明書（土地・建物）及び字図

(5)　生計を一にする世帯員全員の住民票の写し（本籍、続柄入り）

(6)　危険住宅の所有者について、本市市税の滞納がないことを証明する書類（申請日から３月以内に交付されたものに限る。）

(7)　補助対象経費に係る見積書等の写し（借入金利子相当額の計算表を含む。）

(8)　資金計画書

(9)　誓約書

(10)　実施設計書（工事を施工する場合に限る。）

(11)　その他市長が必要と認める書類

移転事業実施（変更）計画書

1移転前の状況

危険住宅所在地	
構造延べ面積	造　葺　階　㎡
経過年数	年（建築年月日　年　月　日）
居住人員	人
家屋所有別	自己所有・その他（　）
土地所有別	自己所有・その他（　）

2移転後の状況

移転先の土地所在地	
移転態様	新築・購入・賃貸住宅・親類同居・改修 ・その他（　）
土地所有別	自己所有・借地・購入・その他（　）
移転跡地の計画	山林・畑・駐車場・その他（　）
危険住宅解体予定	年　月　日～　年　月　日
移転・住宅建築等予定	年　月　日～　年　月　日

3経費予算書

経費	経費の内容	要する経費
危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	危険住宅の除却等に要する経費（撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等）	円
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費（建物助成費）	危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5％を限度とする。）に相当する額の経費	円
合計		円

資金計画書

1　危険住宅の除却等に要する経費（内訳は見積書のとおり）

事業費総額（（1）～（5）の合計）	円
（1）撤去費	円
（2）動産移転費	円
（3）仮住居費	円
（4）跡地整備費	円
（5）その他移転に伴う経費	円
補助金交付申請額（除却等費） （1戸当たり957千円を上限とする。千円未満の端数切捨て）	千円

（3）の借家の場合は3ヶ月以内とすること。

（5）については1万円を限度として計上すること。

2　危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修に要する経費

（1）　建物に係る費用（内訳は見積書及び借入金利子相当額の計算表のとおり）

工事（購入）費		①　　円	
自己資金額		②　　円	
借入総額		円（③＋④）	
借入先（金融機関名）			
借入額		③　　円	④　　円
返済期間（元金据置期間含む）	借入開始時期	年　月　日	年　月　日
	償還完了時期	年　月　日	年　月　日
	年数		
利率		%	%
利子総額		⑤　　円	⑥　　円
		円（⑤＋⑥）	
補助金交付申請額 （1戸当たり3,190千円（特殊土壌地帯等は4,570千円）を上限とする。）		（A）　　千円	

（2）　土地の取得に係る費用（内訳は見積書及び借入金利子相当額の計算表のとおり）

土地購入価格	①　　円
自己資金額	②　　円

借入総額		円（③＋④）	
借入先（金融機関名）			
借入額		③　　円	④　　円
返済期間（元金据置期間含む）	借　入 開始時期	年　月　日	年　月　日
	償還完了 時　期	年　月　日	年　月　日
	年数		
利率		%	%
利子総額		⑤　　円	⑥　　円
		円（⑤＋⑥）	
補助金交付申請額 （1戸当たり960千円（特殊土壌地帯等は2,060千円）を上限とする。）		（B）　　千円	

(3)　敷地造成に係る費用（内訳は見積書及び借入金利子相当額の計算表のとおり）

造成工事費		①　　円	
自己資金額		②　　円	
借入総額		円（③＋④）	
借入先（金融機関名）			
借入額		③　　円	④　　円
返済期間（元金据置期間含む）	借　入 開始時期	年　月　日	年　月　日
	償還完了 時　期	年　月　日	年　月　日
	年数		
利率		%	%
利子総額		⑤　　円	⑥　　円
		円（⑤＋⑥）	
補助金交付申請額 （特殊土壌地帯等であって、1戸当たり597千円を上限とする。）		（C）　　千円	

補助金交付申請額 （建物助成費）	（A）＋（B）＋（C） 千円

誓　　約　　書

年　　月　　日

熊本市長　様

住所

氏名　　印

私は、熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

＊暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。
＊暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。
ア　法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成２４年規則第２８号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
イ　個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
ウ　ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

様式第２号（第７条関係）

熊本市指令第　　号
年　　月　　日

申請者　住所
氏名　　様

熊本市長　　印

○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で交付申請のありました○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金については、熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第７条の規定により下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

１　この補助金の対象となる事業及びその内容は、　年　　月　　日付け交付申請書記載のとおりとする。

２　この事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費　　円也

補助金の額　　円也

内訳（除却等費　　円、建物助成費　　円）

３　事業完了予定期日は、　　年　　月　　日とする。

４　補助金の交付の条件

熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱を遵守すること。

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

熊本市長（宛）

住　所

土地所有者

氏　名　　印

跡地管理誓約書

熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金の交付を受けて住宅の除却を行う下記の土地については、今後、事業の目的に沿った適正な管理を行うことを誓約します。

記

１　所在地

２　敷地面積　　㎡

３　跡地利用の内容

様式第４号（第９条第１項関係）

年　月　日

熊本市長（宛）

申請者　住所

氏名　　印

○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付変更申請書

年　月　日付け熊本市指令第　　号で交付決定の通知のありました○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金については、変更交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　変更を必要とする具体的な理由

2　補助金交付変更額

交付決定金額	円
差引増△減額	円
交付変更申請金額	円

3　事業の完了予定期日

年　月　日

（注）　申請書の内容及び添付書類等は、すべて様式第１号交付申請書の内容及び添付書類等を準用し、交付決定と変更しようとする内容が対比できるよう既申請分は上段（　）書きで、変更後申請分は下段に記入してください。

様式第５号（第９条第１項関係）

年　月　日

熊本市長（宛）

申請者　住所

氏名　　印

○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転事業内容変更承認申請書

年　月　日付け熊本市指令第　　号で補助金の交付決定の通知のありました○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転事業を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　変　更　内　容

２　変　更　理　由

３　関　係　書　類

・工程表

・交付決定通知書の写し

・その他

様式第６号（第９条第１項関係）

年　　月　　日

熊本市長（宛）

申請者 住所

氏名　　印

○○年度熊本市がけ地近接等移転事業廃止（又は中止）承認申請書

　　年　　月　　日付け熊本市指令第　　号で補助金の交付決定の通知のありました○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転事業について、下記のとおり事業の廃止（又は中止）をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　廃止（又は中止）理由

２　廃止（又は中止）内容及び金額

３　添付書類

交付決定通知書の写し

工程表

その他

様式第７号（第９条第２項関係）

熊本市指令第　　号
年　　月　　日

申請者　住所
氏名　　様

熊本市長　　印

○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転事業の計画変更については、熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第９条第２項の規定により承認し、下記のとおり当該決定の額及びその内容を変更することに決定しましたので、通知します。

記

１　変更に係る補助事業の内容は、　　年　　月　　日付け交付変更申請書記載のとおりとする。

２　変更に係る補助事業に要する補助金の額は、次のとおりとする。

（単位：千円）

区　分	前回までの交付決定額	今回変更増減額	変更交付決定額
補助金の額			

３　事業完了期日は、　　年　　月　　日までとする。

様式第８号（第９条第２項関係）

年　月　日

申請者　住所

氏名　　様

熊本市長　　印

○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転事業変更承認通知書

年　月　日付けで申請のありました○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転事業の変更については、熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第９条第２項の規定により承認しましたので、通知します。

様式第９号（第９条第３項関係）

年　月　日

熊本市長（宛）

申請者　住所

氏名　　印

○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転事業の完了期日変更報告書

年　月　日 付け熊本市指令第　号で標記事業に係る補助金の交付決定通知を受けましたが、同通知に付された完了期日には、下記の理由により事業の完了が困難となりましたので報告します。

記

１　交付決定通知に付された事業の完了予定期日

年　月　日

２　変更すべき事業の完了予定期日

年　月　日

３　変更の理由

様式第１０号（第１０条関係）

年　月　日

熊本市長（宛）

申請者 住所

氏名　　印

○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書

年　月　日付け熊本市指令第　　号で補助金の交付決定の通知のありました○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転事業が完了しましたので、熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第１０条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の名称　○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転事業

２　補助金の交付決定額及びその精算額

補助金交付決定額

補助金精算額

３　補助事業の実施期間

自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

４　添付書類

(1)　補助金精算調書

(2)　危険住宅及び移転先住宅の着工前及び竣工後の写真

(3)　移転先住宅の配置図、各階平面図

(4)　移転に要した費用を証明する書類

ア　危険住宅の除却等に係る契約書の写し

イ　危険住宅の除却等に要した経費の請求書又は領収書

ウ　移転先住宅の建設、購入及び改修に係る契約書の写し

エ　移転先住宅の建設、購入及び改修に要した経費の請求書又は領収書

オ　移転先住宅の建設、購入及び改修するために要する資金を借入れた金融機関、その他の機関との融資契約書等の写し又はこれに代わる証明書及び当該機関により建物、土地、敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表

(5)　移転後の登記事項証明書（土地・建物）

(6)　移転後の世帯全員の住民票の写し（本籍、続柄入り）

(7)　移転先住宅の検査済証（建築基準法第７条）の写しその他同等と認められる書類

(8)　その他市長が必要と認める書類

補助金精算調書（収支決算調書）

収入		支出等		
自己資金	円	除却等費（補助対象経費）		円
借入金	円	住宅の建設・購入及び改修費		円
補助金受入予定額	円		建物	円
	円		土地	円
	円		敷地造成	円
		住宅の建設・購入及び改修に係る借入金の利子相当額（補助対象経費）		円
			建物	円
			土地	円
			敷地造成	円
				円
				円
合計	円	合計		円

補助金精算調書（事業費支払内訳）

1．除却等費

世帯主名	着手年月日	完了年月日	種類別補助対象事業費支払内訳											
			計	撤去費		動産移転費		仮住居費		跡地整備費		その他移転に伴う諸経費		
				支払額	支払年月日	支払額	支払年月日	支払額	支払年月日	支払額	支払年月日	支払額	支払年月日	

2．建物助成費

世帯主名	着手年月日	完了年月日	種類別補助対象事業費支払内訳				
			計	建物		土地	
				支払額	支払年月日	支払額	支払年月日

建物・土地費用金融機関借入利子支払額証明書	
1 融資を受けた者	住所 氏名
2 借 入 金 使 途	
3 借 入 金 額	円
4 借 入 利 率	年利　　％
5 借 入 期 間	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日（　　年　　月　間）
6 借入金に対する 利 子 総 額	円

上記のとおり貸付けしたことを証明します。

年　月　日

金融機関　　所在地
名称
代表者　　印

様式第１１号（第１１条関係）

熊本市指令第　　号
年　　月　　日

申請者　住所
　　氏名　　様

熊本市長　　印

〇〇年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のありました〇〇年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金については、熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

確定補助金額　　円
　内訳（除却等費　　円、建物助成費　　円）

交付決定補助金額　　円

様式第１２号（第１２条関係）

年　　月　　日

熊本市長（宛）

申請者 住所

氏名　　印

○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付請求書

年　月　日付け熊本市指令第　　号で補助金の額の確定通知のありました○○年度熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第１２条の規定により請求します。

記

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円

振込先口座

	銀行	支店
口座種別	1. 普通　2. 当座　3. その他（　　）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第１３号（第１４条関係）

熊本市指令第　　号
年　　月　　日

申請者　住所
　　氏名　　様

熊本市長　　印

交付決定取消通知書

　　年　　月　　日付け熊本市指令第　　号による補助金交付決定を下記のとおり取消します。

記

１　交付決定を取消す金額　　円

２　取消す理由